

## 序文

平成 19 年の中央防災会議によれば東南海・南海地震が起きた時の避難者数は岡山県で 182000 人と推定されています。一方、他の地域では東海地震・東南海地震・首都直下型地震など、広域の災害が強く意識されるようになってきており、災害対策の具体的なプランが少しずつ策定されてきています。こうした背景から岡山県眼科医会では平成 29 年に災害医療対策委員会が常設されております。

災害といっても大地震、大津波、原発事故等、それぞれに被災状況が異なるため、それらに対する対策も少しずつ異なるものとなるはずですが、東日本大震災で見られたように異なる災害が重なるということも起こりうるため、これらを合わせて大規模災害ととらえ、災害医療対策としての行動指針を策定することが求められております。そこで、岡山県では避難所生活を強いられる方々に対する眼科医療、点眼薬等の薬剤が不足となった場合の対応、コンタクトレンズの清潔管理や入手困難に対する対応等を東日本大震災において行われた活動や他地域の大規模災害対策行動指針等を参考に、災害医療対策委員会が中心となり大規模災害時における眼科医療の行動指針を策定することにしました。『岡山県眼科医会 大規模災害時の行動指針』と題して策定された本冊子には、コンタクトレンズ災害支援スキーム、医療用点眼剤写真一覧、参考資料として東日本大震災時にも配布された関係学会からの資料を付しました。

岡山県に大規模災害が発生した時には本冊子に従った行動が望まれます。本冊子は主として東南海・南海地震を想定したのですが、他の広域な大規模災害時にも有用であろうと予想しております。ただ、大規模災害の様態は様々であり各区域で被害状況も異なります。状況に応じて臨機応変に行動して頂ければと思います。岡山県はこれまで災害の比較的小さい地域として知られておりますが、今後も大規模災害が発生しない保証はなく、予想される大規模災害以外の事態にも配慮した災害対策を講じておくことは有意義なことであろうと考えます。

以上が、2018 年 4 月に策定した岡山県大規模災害対策マニュアル初版の序文でした。そして、策定して間もない同年 7 月に西日本豪雨によって倉敷真備地区を中心に大水害が生じました。それから 6 年が経過しましたので、現状に即してバージョンアップいたします。主な変更点としては、災害時の日本眼科医会（日眼医）災害対策班との協力関係の強化があり、日眼医にストックされている眼鏡が被災者に供給されることになりました。

2024 年 10 月 1 日

災害医療対策委員会委員長 高須 逸平

同副委員長 坂口 紀子、鎌尾 浩行、藤原 美幸、佐藤由希子

同委員 瀬口 次郎、小林 嘉延、辻 優、古瀬 尚、深水 智子、西田 明弘、加藤 睦子、西村 昌之、濱崎 一郎、片山 康弘、細木 三佳

## 目次

本指針の目的

大規模災害の定義と対象

大規模災害の定義

指針の発動

大規模災害時における岡山県眼科医会理事会と総会

大規模災害時の医薬品、医療機器等の支援

大規模災害時の連絡・情報提供の手段

フェーズ区分

大規模災害時の具体的行動指針

平時（発災前）

フェーズ 0（発災～3 日目末）

フェーズ 1（4 日目～1 ヶ月月末）

フェーズ 2（2 ヶ月目～6 ヶ月月末）

フェーズ 3（6 ヶ月目以降）

県内眼科施設

岡山県眼科拠点施設

連絡手段

岡山県内各団体との連絡

医薬品、医療機器等の供給と保管場所

ディスプレイ製品の支援

眼鏡の支援

コンタクトレンズおよびケア用品の支援

急性期医療と慢性期医療

大規模災害時に配慮が必要な疾患

各医療機関の役割

避難所往診

住民への情報伝達

視覚障害団体と連携した視覚障害者サポート

他科医師・患者に対する眼科救急治療・点眼薬についての情報提供

災害義援金の適正配布

平常時対応

岡山県眼科医会大規模災害時対策委員会

広報活動

参考資料

岡山県内眼科医常勤施設  
点眼薬一覧

# 『岡山県眼科医会 大規模災害時の行動指針』

## 0 本指針の目的

大規模災害における医療活動においては迅速かつ適切な活動が求められるが、DMAT や JMAT などのチーム医療や分野を問わない協力的活動が望ましい状況もあれば、専門領域の活動が必要となる時期も存在する。眼科医の多くが眼科以外の救急医療には経験が少ないことあるいは眼科医療が他分野の医師では担当しがたい面を有することから、医師であれば誰でも求められる活動は別にして眼科に特化した活動を組織的に行うことが大規模災害時における眼科医としての責務と理解してよいものと考えられる。組織的活動には規範となる指針が必要であるため、本指針は大規模災害における岡山県に在職する眼科医の行動指針を与えることを目的として書かれている。

## 1 大規模災害の定義と対象

### 1-1. 大規模災害の定義

我が国の災害対策基本法では「災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」としており、政令で定める原因は災害対策基本法施行令によって「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」と定めている。即ち、自然災害だけではなく、環境汚染、火災・事故などの人的災害に対しても対策を講じておく必要がある。さらにテロや武力攻撃などは政府・関係諸機関の危機管理対象となっており、人的災害の一つと考えなければならない。岡山県が自然災害においては比較的少ない地域であるとは言えても将来的に人的災害も少ないとまでは断言できないはずである。また、予測が困難な人的災害に対しても自然災害を対象に策定される指針があれば有用となるであろう。そこで本指針では大規模災害を県内に発生する自然災害および人的災害の中で被災地内だけでは対応が困難であり、少なくとも岡山県全体として取り組まなければならない程度の災害と定義する。

### 1-2. 指針の発動

大規模災害が発生した場合には眼科医療だけではなく、他領域の医療、ライフライン、生活物資、交通、避難など多方面に亘る救援支援活動が同時に動き始めるため、本来的に本指針の適応とすべき大規模災害の場合は当然であるが、それ以外においても必要があれば岡山県眼科医会理事会において状況を鑑みながら適用の可否を決定する。尚、岡山県眼科医会のホームページの災害時のご案内、災害掲示板は平時より利用可能な状態である。

### 1-3. 大規模災害時における岡山県眼科医会理事会と総会

大規模災害発生時には開催場所の被災、理事会メンバーの被災、連絡困難などの理由によって岡山県眼科医会理事会の臨時開催が困難な場合が起こりうる。こうした事情から岡山県眼科医会理事会において大規模災害の宣言後に本指針が発動されるべき原則とは別に、本指針を理事会宣言前の大規模災害発生時に遡って発動することを可能とする。

また、成立要件を満たす臨時あるいは定時の大規模災害時の対応を決議すべき岡山県眼科医会理事会の開催が大規模災害を要因として困難な場合、成立要件を満たすことなく、理事会 ML あるいは参集理事によって決議された臨時理事会の決議をもって岡山県眼科医会理事会の決議として採択する。

岡山県眼科医会総会の開催も同様であり、その年に決議を行わなければならない案件については成立要件を満たすことがなくとも岡山県眼科医会理事会の同意によって総会の成立を認める。

### 1-4. 岡山県眼科医会事務局の対応

県内の眼科的活動拠点となるべき組織であるが、本指針を策定した時点では非常勤職員が月、火、木、金曜日の9時～16時勤務で事務対応している状況であり、大規模災害時においても増員は見込まれない。また、大規模災害時における本組織の意義は災害の現場対応を直接行うことではなく、岡山県眼科医会理事会活動を支援する場所としての性格が強くなるため、本指針の定める大規模災害においても事務局の対応は平常時通りとする。

### 1-5. 大規模災害時の医薬品、医療機器等の支援

大規模災害時には平常の眼鏡、コンタクトレンズ、点眼薬等、各種医療物資の入手が困難な状況が予想される。これに対して岡山県眼科医会は、日本眼科医療機器協会、日本眼科用剤協会、日本コンタクトレンズ協会、日本メガネ協会等、各協会の協力を得るべく日本眼科学会眼科災害対策本部と連携し支援要請を行うことを想定している。

### 1-6. 大規模災害時の連絡・情報提供の手段

大規模災害時に情報伝達手段として岡山県眼科医会のホームページにおいて災害時のお知らせと災害掲示板を設置している。本指針作成時において災害時のお知らせは岡山県眼科医会から県民への情報提供、災害掲示板は岡山県眼科医会から会員医師への情報提供を想定している。尚、災害時のお知らせ、災害掲示板ともに誰でもアクセス可能であるが、管理は岡山県眼科医会事務局が行う。

### 1-7. フェーズ区分

大規模災害時に行われる活動は発災からの時間軸をフェーズに分けるのが通常であるが、対象となる活動の種類、施設団体、利用目的などによって様々な区分が用いられている。本

指針では東日本大震災時に行われた眼科医療の実際を参考として以下の区分を用いる。

- フェーズ 0（発災～3 日目末）  
情報入手が困難であり、組織的な災害対応は難しい時期である。
- フェーズ 1（4 日目～1 ヶ月目末）  
災害情報が入手可能となり、組織的な災害対応が始まる時期である。
- フェーズ 2（2 ヶ月目～6 ヶ月目末）  
被災者が被災地の避難所から県内他の市町村や隣県への移動を始める時期である。
- フェーズ 3（6 ヶ月日以降）  
復興に向けた取り組みが行われる時期である。

但し、時間の定義は厳密に守られるべき基準ではなく、発生した災害と被害状況に応じて適宜、フェーズの移行を考慮すべきものであり、必要に応じ岡山県眼科医会理事会において決定し、岡山県眼科医会ホームページの大規模災害時眼科医療機関掲示板において公表する。地域によるフェーズの違いが発生することも考えられるため、本指針で定義されるフェーズは県全体としての災害状況・復興状況を鑑みて決定されるものであり、個々の地域においては県全体としてのフェーズに関わらず、各地域が最適なフェーズを決定することが求められる。

## 2 大規模災害時の具体的行動指針

### 2-1. 平時（発災前）

会員の安否確認を目的に岡山県眼科医会事務局よりメーリングリスト宛に安否確認メール（※）を行うため事前のメーリングリストへの登録が求められる。

※安否確認メール

件名：【重要】岡山県眼科医会事務局 安否確認メール

本文：地震/水害/台風が発生しました。以下の安否状況の回答をお願いします

- ① 氏名と施設名：
- ② 本人の状況：無事、負傷あり
- ③ 施設の状況：無事、損壊あり
- ④ ライフラインの状況：通常、（電気、水道、ガス）に制限あり
- ⑤ アクセスの状況：通常、（道路、公共交通機関）に制限あり
- ⑥ 眼科診療：可、否
- ⑦ 支援の必要：あり、なし

※ 状況の変化があれば、再送信をお願いします。



## 2-2. フェーズ 0 (発災～3 日目末)

- 1) 自身の安全確保。
- 2) 家族、自院スタッフの安全確認。
- 3) 安否確認を目的に岡山県眼科医会よりメーリングリストへ安否確認メールが送信されるため、受信後は速やかな返信が求められる。また返信がない施設に対しては、被災状況により電話での安否確認を行う場合がある。
- 4) 地元医師会あるいは所属施設の行動指針に従い、地元救護所で急性期災害医療に参加する。

※大規模災害時には多くの医師の出動が重要になるが、初期には眼科に特化した活用よりも全科的な活動が必要になる。地元医師会の指針に従い医療活動に協力することが求められる。手持ちスリット・倒像鏡など往診道具を揃えて出動してもよいが、眼科のみ単独の災害医療体制を布くことは適切ではなく、また、困難である。

- 5) 日本眼科医会災害対策担当と連絡を取り、岡山県の災害状況並びに眼科医療の状況を報告する。連絡は以下のフェーズにおいても継続して行う。連絡先の窓口は日本眼科医会事務局だが、災害対策担当の事務職員、役員にも連絡がつながる。フェーズ 1 以降も、現地の状況により、周辺眼科医療機関との連携、或いはビジョンバンの派遣要請を検討する。

## 2-3. フェーズ 1 (4 日目～1 ヶ月目末)

- 1) 停電から回復したら大規模災害時眼科医療機関掲示板(医療機器、薬品、診療可能範囲等をテンプレート式に作成)に被災状況を報告(この方法が利用できない会員は一般電話回線が回復した後に電話もしくは FAX)で被災状況を報告(当県会員名簿最終ページに災害安否確認用 FAX 送り状あり)。
- 2) 開業医師は各医療圏の災害対策本部と連絡を取り、指示があればそれに従う。勤務医は所属施設の指示に従う。
- 3) 眼科医療支援開始(眼鏡、コンタクトレンズ・ケア用品、点眼薬、往診、ビジョンバン)
  - コンタクトレンズ・ケア用品:大規模災害時には生活用品がないまま避難することが多く、また、同じレンズを数日つけたまま生活せざるを得ないことが多いため、支援されるコンタクトレンズの無償処方・ケア用品の無償配布をアナウンスし、眼科施設対応あるいは往診時対応として配布する。水道水が使えない状況を鑑み、一日使い捨てコンタクトレンズが望ましい。
  - 点眼薬:眼科施設対応あるいは往診時対応とする。
  - 往診:対応可能な施設において求めがあれば適宜、行う。
  - ビジョンバン派遣について  
派遣要請が必要と判断した場合、日本眼科医会への依頼は災害対策委員長・

岡山県眼科医会会長より行う。日本眼科医会会長より、眼科災害対策会議（日本眼科学会、日本視能訓練士協会、日本眼科医療機器協会、日本眼科用剤協会、日本コンタクトレンズ協会）への協力要請が行われる。ビジョンバンの活動場所、日時などは、岡山県、岡山県医師会、地区医師会、保健所などとの調整が必要である。

2-4. フェーズ 2 (2 ヶ月目～6 ヶ月目末)

- 1) 眼科医療支援の範囲を県内全域に拡大する体制へと変更する。
- 2) 被災地眼科医療施設の早期復旧対策を講じる。
- 3) 往診による医療支援から、医療機関に来院しての医療支援へ体制を変更する。
- 4) 義援金による避難所巡回バスの手配。

2-5. フェーズ 3 (6 ヶ月目以降)

- 1) 通常の診療体制へと順次、変更する。
- 2) 患者の紹介・逆紹介。

地域によっては通常の診療体制が困難なところが残る可能性があり、各施設は他施設が診療状況を容易に情報入手できるように大規模災害時眼科医療機関掲示板に入力する。患者は可能な限り受け入れるが、診療体制が戻り次第、紹介元に逆紹介を行うものとする。

- 3) 大規模災害時眼科医療機関掲示板・大規模災害時眼鏡支援掲示板

6 ヶ月目以降、復興の状況をみながら、大規模災害時眼科医療機関掲示板・大規模災害時眼鏡支援掲示板を閉鎖する。



### 3 県内眼科施設

#### 3-1. 岡山県眼科拠点施設

担当	県南東部（岡山市など）		県南西部（倉敷市など）		高梁・新見	津山・真庭・美作
被災地支援（大学、総合病院）	岡山大学附属病院	岡山市立市民病院	川崎医科大学附属病院	倉敷中央病院	成羽病院	（津山中央病院）
被災地支援（岡山県眼科医会）	藤原	坂口	鎌尾	西田	古瀬	西村/塩出
医薬品支援	岡山大学附属病院	岡山市立市民病院	川崎医科大学附属病院	倉敷中央病院	成羽病院	（津山中央病院）
コンタクトレンズ支援	藤原	坂口	鎌尾	西田	古瀬	西村/塩出
医療機器支援（ディスプレイ等）	岡山大学附属病院	岡山市立市民病院	川崎医科大学附属病院	倉敷中央病院	成羽病院	（津山中央病院）
広報（県民向け）	広報担当理事					

県南東部、県南西部、津山・美作で拠点施設を決めたが、大規模災害時には想定と異なる状況になる場合が予想される。基本的には岡山県眼科医会理事会において発災時の状況に応じた変更を行う。

#### <参考>

広域物資輸送拠点：国からの物資を県が受け入れ、市町村に送る拠点として、岡山県内で2ヶ所が決められている。

#### <南海トラフ地震>（平成 27 年）

岡山県総合展示場コンベックス岡山（岡山市北区大内田）

岡山ドーム（岡山市北区北長瀬表町）

[http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankai\\_oukyu\\_keikaku02.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankai_oukyu_keikaku02.pdf)

### 3-2. 連絡手段

平常時であれば情報伝達手段として様々な方法を選択することが可能であるが、大規模災害時にはインフラの障害から限られた方法しか選べない状況が発生する。そこで、岡山県眼科医会から会員への連絡にはフェーズに合わせて下記の情報伝達手段の中から選択を行うものとする。会員から岡山県眼科医会への連絡は可能な方法の中から状況的に最適なものを選択すればよい。会員間の個人的連絡手段は特に定めない。

	ホームページ	一般電話 携帯電話	メール・ML FAX	郵便 配達便
フェーズ0	○	○		
フェーズ1	○	○	○	
フェーズ2	○	○	○	○
フェーズ3	○	○	○	○

#### 大規模災害緊急連絡網

大規模災害時には岡山県を県南東部、県南西部、高梁・新見地区、真庭地区、津山・美作地区の5区域に分ける。岡山県眼科医会から岡山県眼科拠点施設もしくは岡山県内の眼科医常勤施設に対する緊急連絡が必要な場合は岡山県眼科医会より連絡を行う。岡山県内の眼科医非常勤施設は所属する眼科医の本務先に連絡が行われることになるため、非常勤眼科医より当該施設に連絡を行うものとする。岡山県眼科医会から個々の会員に対する緊急連絡が必要な場合はフェーズに合わせた手段あるいはその他の手段をもって会員に連絡を行う。各地区に固有の眼科施設間連絡は各地区において行う。

### 3-3. 岡山県内各団体との連絡

会員より岡山県眼科医会に連絡を行い、岡山県眼科医会から各団体に連絡を取ることを原則とするが、必要のある場合は会員からの直接的連絡を妨げない。

岡山県眼科医会事務局

電話：086-250-1202

FAX：086-250-6401

岡山県岡山市北区駅元町19番2号 岡山県医師会館内

岡山県庁知事直轄危機管理課

危機管理・国民保護班：086-226-7385

防災対策班：086-226-7293

防災通信班：086-226-7294

FAX：086-225-4559

岡山県医師会

TEL：086-250-5111

FAX：086-251-6622

岡山県薬剤師会事務局

TEL：086-222-5424

FAX：086-225-2645

Email：opa-sec@opa.or.jp

岡山県視覚障害者協会

TEL：086-250-8855

FAX：086-250-9913

Email：ossk-33@po1.oninet.ne.jp

4 医薬品、医療機器等の供給と保管場所

4-1. ディスポーザブル製品の支援

通常の手入が困難である場合、岡山県眼科医会を通して日本眼科医会災害対策本部と連絡を取り、支援を受けてください。医薬品、医療機器等の支援

大規模災害時には平常の眼鏡、コンタクトレンズ、点眼薬等、各種医療物資

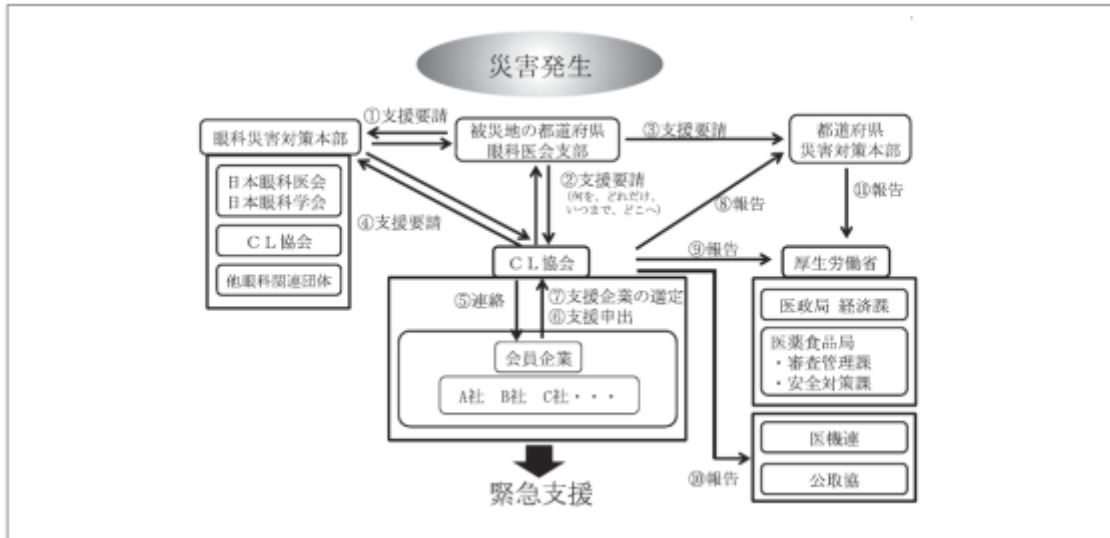
4-2. 眼鏡の支援

岡山県眼科医会から日本眼科医会の災害対策本部に眼鏡セット支援要請を行います。支援状況は岡山県眼科医会のホームページの災害掲示板に告知しますので適時ご確認ください。

4-3. コンタクトレンズおよびケア用品の支援

岡山県眼科医会から日本眼科医会の災害対策本部にコンタクトレンズセット支援要請を行います。支援状況は岡山県眼科医会のホームページの災害掲示板に告知しますので適時ご確認ください。

※ コンタクトレンズ災害支援拠点施設は非公開です。(拠点施設が混乱するため)



手順	誰が	誰に	対応事項	発生後
①	被災地の都道府県眼科医会支部	眼科災害対策本部	・ CLおよびケア用品の無償支援を要請。 ・ または眼科対策本部から支援の必要性を確認。	3日以内
②		CL協会	・ CLおよびケア用品の無償支援を要請。 ・ 「何を、どれだけ、いつまで、どこへ持って来て欲しいか」を具体的に要請。 ・ またはCL協会から支援の必要性を確認。	
③		都道府県災害対策本部	・ CL協会へ支援を要請することを報告すると共に輸送等の支援協力を要請。	
④	眼科災害対策本部	CL協会	・ 被災地の都道府県眼科医会支部と連携し、被災者へのCLおよびケア用品の無償支援を要請。 ・ またはCL協会から支援の必要性を確認。	4日後
⑤	CL協会	会員企業	・ ②の支援要望内容を連絡し、支援可能な会員企業を募集。	
⑥	会員企業	CL協会	・ 支援可能な会員企業はその旨を申出る。 ・ 申出の際には、「何を、どれだけ、いつまでに、どのように、どこに運べるか」を連絡。	1週間以内
⑦	CL協会	被災地の都道府県眼科医会支部	・ ②の要請に対応できる支援企業を選定。 ・ 被災地の都道府県眼科医会支部と調整し、『CL支援計画書』(何を、どれだけ、いつ、どのように、どこからどこへ運ぶか)を策定。	
⑧		都道府県災害対策本部	・ 「CL支援計画書」の内容を報告。 ・ CLおよびケア用品の輸送や保管を調整。	
⑨		厚生労働省	・ 「CL支援計画書」の内容を報告。	
⑩		医機連 公取協	・ 「CL支援計画書」の内容を報告。 ・ 医療機器の無償提供について確認。	
⑪	都道府県災害対策本部	厚生労働省	・ ③の被災地の都道府県眼科医会支部から要請があったこと、⑧のCL協会との調整事項を報告。	

2月5日)

※ 岡山県眼科医会から行うコンタクトおよびケア用品支援要請のための支援計画書は別途、準備されています。

## 5 急性期医療と慢性期医療

### 5-1. 大規模災害時に配慮が必要な疾患

早期手術の必要な疾患：網膜剥離、眼球破裂、急性緑内障発作

慢性的や薬物療法が必要な疾患：緑内障、ブドウ膜炎

災害によって生じる可能性のある疾患：アレルギー性結膜炎、ドライアイ、流行性角結膜炎

一般住民にとり問題となる疾患：白内障、慢性結膜炎（点眼の継続）

### 5-2. 各医療機関の役割

自院での診療再開を主眼において、岡山県眼科医会との連絡を心がけてください。必要に応じて地域の他科医師と協力して避難所往診を行ってください。病院への患者紹介は各区域の岡山県眼科拠点施設に問い合わせてください。

### 5-3. 避難所往診

往診する際には地域の保健師や自治体担当者に連絡を取ってください。

無料検診、眼鏡配布、コンタクトレンズ配布は原則的に期限を設けてください（1～2か月）（長期間に及ぶと通常の眼科診療、眼鏡作成、コンタクトレンズ販売の妨げになるため）。

眼鏡配布は両眼同じ度数のもの、既成近用眼鏡を避難所往診先で配布（作成および支援は岡山県大規模災害時眼鏡支援店）してください。

### 5-4. 住民への情報伝達

張り紙、ホームページによる診療案内や TV など避難所巡回の予定を放送するなどの手段を各市町村自治体と地域医師会に相談して行ってください。

### 5-5. 視覚障害団体と連携した視覚障害者サポート

避難所での視覚障害者に対応する際の注意点を行政・関係者に周知してください。必要に応じて岡山県視覚障害者協会に協力を依頼してください。

### 5-6. 他科医師・患者に対する眼科救急治療・点眼薬についての情報提供

印刷版では大規模災害時における対応について参考となる文書を参考資料として添付しています。大規模災害時掲示板サイトにもリンクがあります。

- ・ 他科医師向け

『災害時の緑内障治療についてのご協力をお願い』（日本緑内障学会）

『被災地における角結膜疾患（目の表面の病気）への対応について』（日本角膜学会）

- ・ 一般向け

『コンタクトレンズを装着している東日本大震災被災者の方々へ』（日本コンタクトレンズ学会）

『被災地における角結膜疾患（目の表面の病気）への対応について』（日本角膜学会）

『目の病気（眼底疾患）でお困りの被災者の方へ』（日本網膜硝子体学会）

## 6. 災害義援金の適正配布

岡山県眼科医会において決定し実施します。

## 7 平常時対応

### 7-1. 岡山県眼科医会大規模災害時対策委員会

岡山県眼科医会に大規模災害時対策委員会を常設する。

災害医療対策委員会委員長 高須 逸平

同副委員長

坂口 紀子、鎌尾 浩行、藤原 美幸、佐藤由希子

同委員

瀬口 次郎、小林 嘉延、辻 優、古瀬 尚、深水 智子、西田 明弘、  
加藤 睦子、西村 昌之、濱崎 一郎、片山 康弘、細木 三佳

### 7-2. 広報活動

患者の薬剤情報（薬剤手帳など）、眼鏡・コンタクトレンズの度数などのデータを自己保管するよう平常時より啓発してください。

- ・ 岡山県眼科医会ホームページなどでの啓発を行います。
- ・ 災害時の薬剤手帳の携帯を患者に啓発してください。
- ・ 眼鏡度数・コンタクトレンズ度数の記録を患者に啓発してください。

コンタクトレンズ度数記入カードを眼科医が利用・配布（会員が各自でコンタクトレンズメーカーよりカードを手配してください）、眼鏡の処方箋・コンタクトレンズの外装の度数記入面を携帯電話で写真に撮影するなど、患者に啓発してください。

## 8 参考資料

### 8-1. 岡山県内眼科医常勤施設



岡山県眼科医会会報に毎号、記載されるため、最新号に掲載の施設情報に従う。本指針初版策定の2024年時点での施設情報は下記の通りである。

#### 県南東部

- ・ 岡山大学附属病院
- ・ 岡山市立市民病院
- ・ 岡山済生会総合病院
- ・ 岡山赤十字病院
- ・ 岡山労災病院
- ・ 川崎医科大学総合医療センター
- ・ 国立病院岡山医療センター
- ・ 瀬戸内市立瀬戸内市民病院
- ・

#### 県南西部

- ・ 川崎医科大学附属病院
- ・ 倉敷中央病院
- ・ 倉敷シティ病院
- ・ 倉敷成人病センター
- ・ 倉敷平成病院
- ・ 倉敷リバーサイド病院
- ・ まび記念病院
- ・ 井原市立井原市民病院
- ・ 笠岡第一病院

#### 高梁・新見地区

- ・ なし

#### 真庭地区

- ・ なし

#### 津山・美作地区

- ・ なし

#### 8-2. 点眼薬一覧

『医療用点眼剤写真一覧』（日本眼科用剤協会）

大規模災害時掲示板サイトのリンクからご参照ください。

### 8-3. 添付資料

#### 他科医師向け

『災害時の緑内障治療についてのご協力をお願い』（日本緑内障学会）

『被災地における角結膜疾患（目の表面の病気）への対応について』（日本角膜学会）

#### 一般向け

『コンタクトレンズを装用している東日本大震災被災者の方々へ』（日本コンタクトレンズ学会）

『被災地における角結膜疾患（目の表面の病気）への対応について』（日本角膜学会）

『目の病気（眼底疾患）でお困りの被災者の方へ』（日本網膜硝子体学会）

大規模災害時掲示板サイトのリンクからご参照ください。